

(公 印 省 略)
警察庁丁組一発第502号、丁組二発第271号、丁生企発第407号
財 関 第 7 7 4 号
課 総 7 - 2 4
2 0 2 6 0 6 2 6 製 局 第 1 号
令 和 8 年 6 月 3 0 日

一般社団法人金地金流通協会 御中
一般社団法人東京古物商防犯連盟 御中
一般社団法人日本ジュエリー協会 御中
一般社団法人日本リ・ジュエリー協議会 御中
一般社団法人日本リユース業協会 御中
全国質屋組合連合会 御中
日本鋳業協会 御中

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課
警察庁生活安全局生活安全企画課
財務省関税局調査課
国税庁課税部課税総括課
経済産業省製造産業局鋳物課
経済産業省製造産業局生活製品課

疑わしい取引の届出の促進等について（要請）

宝石・貴金属は、財産的価値が高く、その小さな形状から持ち運びも容易であり、世界のいずれの地域においても多額の現金等と容易に交換することができ、さらに、取引された物の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高いことから、マネー・ローンダリング等に悪用される危険性があるところ、特に金地金については、近年、その価格が高騰する中、税関による密輸入事案の摘発件数や押収量が増加しているほか、特殊詐欺の被害者に金地金を購入させて騙し取る手口が増加傾向にあるなど、金地金に係る犯罪が増加の一途を辿っています。

また、密輸入・詐取された金地金については、溶解・再成形し、実在する貴金属取扱業者名を刻印した上で、貴金属取扱業者に売却する事案も見受けられるなど、その手口も巧妙化しています。

これらの金地金に係る犯罪の現状等を踏まえ、経済産業省では、金地金の売買を行う古物商を含む貴金属等取扱業者において、より一層の犯罪による収益の移転防止を図る観点から、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下「法」という。）に基づく「疑わしい取引の届出」の実効

性を高め、その確実な履行を促進するため、当該「疑わしい取引」の判断に資するチェックリストである「貴金属等取扱事業者における疑わしい取引の参考事例」を令和8年6月19日付で改定しました。

当該チェックリストの周知をお願いするとともに、傘下会員に対して、

- ・ 金地金の売買を行う古物商を含む貴金属等取扱業者は、法上の特定事業者であり、当該事業者が現金で200万円を超える金地金の売買を行う場合は、顧客等の取引時確認を厳格に行う義務があること
- ・ 金地金の売買を行う古物商を含む貴金属取扱業者は、所得税法の規定に基づき、現金か否かに関わらず200万円を超える金地金の買取を行う場合に、その取引に係る支払調書を税務署に提出する義務があること
- ・ 代金の支払価格や支払手段にかかわらず、金地金の売買において、一度に大量の金地金を持ち込まれた場合や、出所の疎明が出来ない場合、あるいは持ち込まれた金地金の刻印や形状に不審点がある場合などにおいて、マネー・ローンダリング等に関連する疑いがあると認めた場合には、当該取引を慎重に判断するとともに、疑わしい取引の届出、及び事件性が疑われる場合の警察への通報を適切に行うこと
- ・ ニセ警察官等が、「あなたに逮捕状が出ている」「身の潔白の証明のためには、あなたの資産が犯罪で得たものではないことの調査が必要」「資産を一度に動かすのは難しいが、金を購入することで、一括で資産を移動させ調査に入ることができる」などと言って、金地金をだまし取る事案が確認され、高額な被害が発生しているところ、金地金の取引に不慣れな高齢者等が高額の金地金を購入しようとする際に購入理由を説明できないなど特殊詐欺の被害らしき取引の依頼があった場合については、速やかに警察に通報すること

など、金地金取引の健全性を確保するための対応について、周知方お願いいたします。

なお、疑わしい取引の届出を含む法の義務に関しては、法第15条以下において所要の監督措置が定められています。その趣旨をご理解いただき、適切な対応をお願いいたしますとともに、その状況に応じては、罰則の対象となり得る場合もあることについても、この際、併せて周知いただきますようお願いいたします。

以上